

事業概要書

事業名	台風 19 号宮城県丸森町在宅被災者支援事業				
開始日	2019/1/22	終了日	2019/03/31	日数	70 日
団体名	特定非営利活動法人 ADRA Japan				
(カウンターパート)	丸森町				
担当者名	三原 千佳	スタッフ人数	2 人		

事業費総額 (税込)	10,026,000 円
CF 事業枠	1,000,000 円
その他資金	9,026,000 円

事業目的	令和元年台風 19 号によって被災し、一部損壊・半壊の在宅被災世帯へ暖房器具等を支援する
事業全体の概要	<p>●ADRA Japan とは</p> <p>ADRA (アドラ) は、Adventist Development and Relief Agency の略称で、世界約 130 か国に支部を持ち、キリスト教精神を基盤として持ち、途上国や災害被災地において開発支援や緊急支援活動を行なう国際 NGO です。ADRA Japan は ADRA の日本支部として世界各地の支部と協力して国際協力活動を行なっています。また、日本国内においても国内災害被災者支援や防災啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>●取り組むべき課題</p> <p>台風 19 号の影響で宮城県丸森町は甚大な被害を受けた。死者 10 名、行方不明者 1 名、全壊 92 件、大規模半壊 234 件、半壊 600 件、一部損壊 271 件、床上床下浸水 1,000 世帯以上 (丸森町発表、2019 年 11 月 21 日現在)、土砂崩れによる道路の寸断、町内にある浄水場の取水口が土砂で埋まったことによる長期の断水など、非常に厳しい被害状況となった。</p> <p>丸森町では全壊半壊等の被害を受け、自力で住居の確保ができない被災者に対し、みなし仮設と建設型仮設住宅で対応、12 月下旬に入居が完了した。しかし、床上浸水等の被害を受け、自宅の泥だしや片づけ、修繕を行いながら浸水しなかった 2 階部分などを中心に生活している住民も多くいる。被災者は仮設住宅か応急修理制度を選ばなければならない、応急修理制度を選択した場合、仮設住宅にはいることができない。冬がきて日に日に寒さが増す中、床下を乾燥させる必要があるため床下をあけ、畳等も入れられない状態である。床上浸水によって家電、暖房器具等を処分せざるを得なかった方々にとっては非常に厳しい状況である。越冬を考えると早急に対応する必要がある。</p> <p>東日本大震災の時には、日本赤十字社より家電 6 点 (冷蔵庫、炊飯器、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット) や生活を始めるためのスターターキット等、国内外からたくさんの支援があったが、毎年、災害が多発している中で、支援は全体的に小さくな</p>

	<p>っている。更に 2019 年は、8 月の前線に伴う大雨、9 月の台風 15 号、10 月の台風 19 号と大規模な災害が続き、台風 19 号は最後だったため被災規模に対して義援金、支援金の集まりが悪く、支援活動が進まない一因にもなっている。</p> <p>また、支援は仮設住宅へ支援が集中しやすい。在宅被災者は家に住めるのだったらいいのではないかというように見られ、支援の対象とはされない傾向がある。しかし、在宅被災者の中には、要介護者を抱えている等様々な理由で在宅避難せざるを得ない状況にある方々が多いことも問題となっている。特に水害の場合、床上 1m までの浸水で半壊とされ（参考資料 1）、1 階で使っている暖房器具を含む家電をほとんど処分しなければならないのにほとんど支援を受けることができない（参考資料 2）。</p> <p>このような中で今回、丸森町役場と、仮設住宅、在宅被災者両方に少しでも支援が届くように話し合いを重ねた結果、ADRA は在宅被災者への支援をおこなうことになった。</p> <p>●パートナー協働プログラム対象事業</p> <p>丸森町の一部損壊、半壊の在宅避難している（仮設住宅には入らない）被災者に暖房器具（石油ファンヒーター、こたつ、ホットカーペット、石油ストーブ）のいずれかを支援する。既に暖房器具を入手した世帯のために選択肢として商品券（丸森町商工会）をいれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の案内、内容の文書、返信はがきの準備 ・丸森町より町からの案内文も同封して、在宅被災者へ送付 ・被災者から ADRA Japan へ返信はがきにて申し込み（申込期限：2020 年 2 月 15 日） ・ADRA Japan が支援物資手配、業者より発送 ・モニタリング、アンケートの実施 <p>●期待される効果</p> <p>公的支援をほとんど見込めない在宅被災者への暖房器具を支援することにより、在宅で冬を乗り切る一助となる。</p>
事業内容(事業種別（コンポーネント）ごと)	裨益者（誰が、何人）
丸森町の一部損壊、半壊の在宅避難している（仮設住宅には入らない）被災者に暖房器具等（石油ファンヒーター、こたつ、ホットカーペット、石油ストーブ、商品券）のいずれかを支援する。	丸森町在宅被災者 650 世帯

参考資料 1 ※「水害にあったときに」 P.10 震災がつなぐネットワーク 編

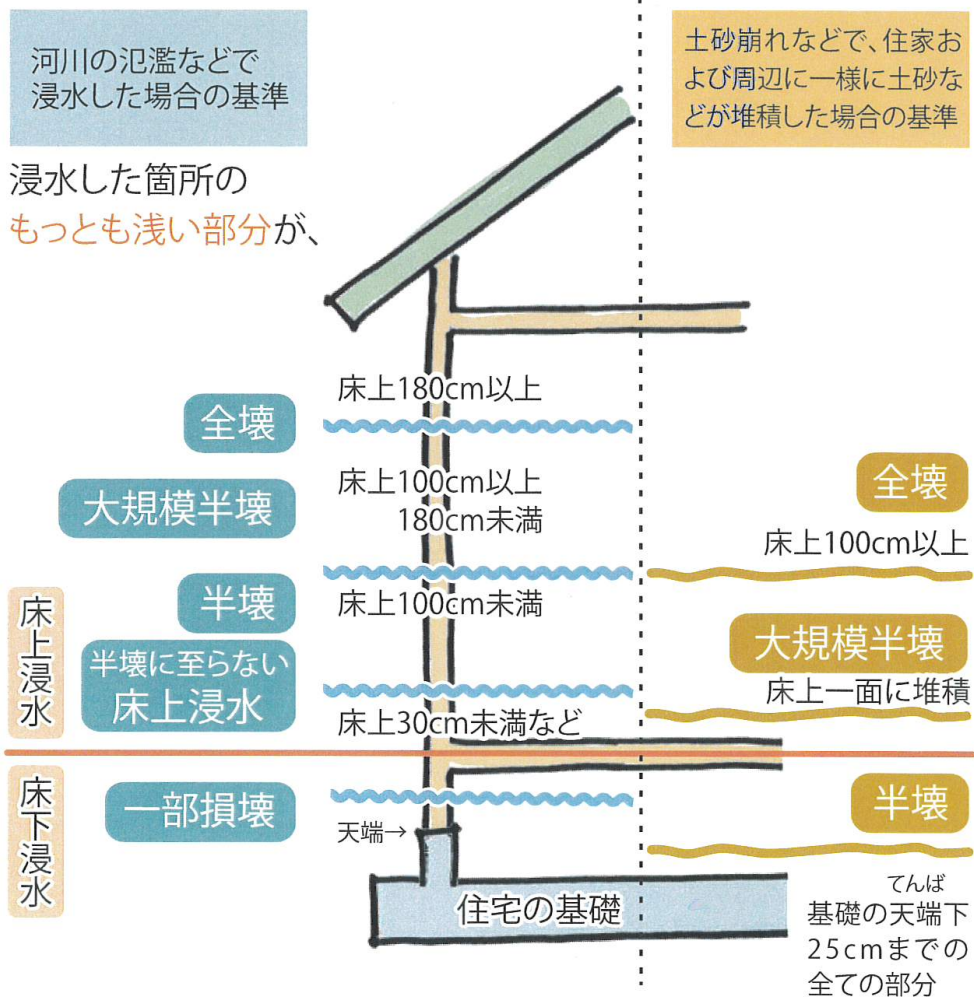
被害認定の目安（木造の戸建住宅の場合）

- 実際の被害認定は、外観の他に、家の傾き、浸水の深さ、柱や床といった家屋の部位ごとの損壊割合など、一定の基準のもとに行われます。
- 被害認定調査についての詳細は、内閣府のWebサイト上のページ「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に掲載されています。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/h3003shishin_3.pdf

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/h3003kaitei.pdf>

※2019年3月に改訂されました



※状況や家屋によって異なる場合もあるため、目安として参照してください。

参考資料 2 ※「水害にあったときに」 P.12 震災がつなぐネットワーク 編

被災された方が受けられる主な支援の一覧 (2019年10月現在)

新たな住宅を建設・購入する場合

被害認定	災害救助法	被災者生活再建支援法		義援金	県・市町村 独自見舞金
	応急修理 制度	基礎支援金	加算支援金		
(半壊に至らない) 床上浸水	—	—	—	支払われる ことがある	支払われる ことがある
半 壊	—	—	—		
大規模半壊	—	50万円 ^{※1}	200万円 ^{※1}		
全 壊	—	100万円 ^{※1}	200万円 ^{※1}		

現在の住宅を補修して住む場合

被害認定	災害救助法	被災者生活再建支援法		義援金	県・市町村 独自見舞金
	応急修理 制度	基礎支援金	加算支援金		
(半壊に至らない) 床上浸水	30万円 ^{※3・4}	—	—	支払われる ことがある	支払われる ことがある
半 壊	59.5万円 ^{※2・3}	—	—		
大規模半壊	59.5万円 ^{※2}	50万円 ^{※1}	100万円 ^{※1}		
全 壊	59.5万円 ^{※2}	100万円 ^{※1}	100万円 ^{※1}		

賃貸住宅（公営住宅を除く）に転居する場合

被害認定	災害救助法	被災者生活再建支援法		義援金	県・市町村 独自見舞金
	応急修理 制度	基礎支援金	加算支援金		
(半壊に至らない) 床上浸水	—	—	—	支払われる ことがある	支払われる ことがある
半 壊	—	—	—		
大規模半壊	—	50万円 ^{※1}	50万円 ^{※1}		
全 壊	—	100万円 ^{※1}	50万円 ^{※1}		

※1：単身世帯は4分の3の額 ※2：仮設住宅に入居しない場合 ※3：所得制限あり ※4：損害割合が10%以上の場合

災害弔慰金・災害障害見舞金

- 災害により死亡した方のご遺族に対して「災害弔慰金」が、災害により精神または身体に著しい障害を受けた方には「災害障害見舞金」が支払われます。
- 災害で直接亡くなった場合だけでなく、その後災害の影響でなくなった「災害関連死」の場合も支払われます。
- 災害弔慰金は最大500万円（遺族に一定の収入があれば250万円）です。また、災害障害見舞金は最大250万円（遺族に一定の収入があれば125万円）です。